

第3次 上尾市市民活動推進計画



2019年3月

上尾市

第3次上尾市市民活動推進計画

～市民活動で地域を、上尾市を、社会を変えよう～

はじめに



阪神・淡路大震災後、災害ボランティアが活躍し、公助・共助・自助という考えができました。

その後も中越地震、東日本大震災、近年では気候変動によるゲリラ的な風水害のほか、西日本を中心に発生した平成30年7月豪雨など、災害のたびにボランティアや活動団体が災害復旧の大きな力となっていると感じずにはられません。

災害だけでなく、子育てや、健康・福祉の分野、教育の分野などにおいても、大切な問題であるとして、地域の課題を見つけ、行政ではなかなか取り組めない課題を解決しようと試行錯誤しながら取り組

んでいる活動団体が多数あります。

『LIFE SHIFT 100年時代の人生戦略』の著書でも話題になり、今後は、人生100年と言われるように、寿命が延び、第二の人生として生活する時間が確実に多くなります。しかし、それが人生を楽しむ機会を多くすることには、必ずしもつながらないのも現状です。健康で過ごせる健康寿命を保つにはどうしたらいいか、どういう社会、どういう生活環境が好ましいのかを考えていくことが大切になります。そのためにも市民活動は、地域社会に貢献する活動をとおして、有意義で豊かな人生を送る方法の一つとして期待されています。

上尾市では、平成21年に市民活動推進計画を策定して10年を迎えます。上位計画である総合計画では、市民協働の推進を新たなまちづくりの基本理念のひとつとして位置付けし、取り組んできました。この間、市民活動支援センターに登録した市民活動団体は200団体ほどになりましたが、高齢化の波は市民活動にも及んでいて、会員の高齢化や新規会員が増えないことにより、団体活動を休止しなければならないなど新たな課題も発生しています。

平成の時代も終盤を迎え、平成31年度に入ってすぐに新たな年号に切り替わります。今までの市民活動推進計画を見直し、第3次市民活動推進計画として、新たな時代に即した、市民と一体となった市民活動の推進が、今求められています。

第3次市民活動推進計画では、「わかり易い市民活動や協働とは」、「参加しやすい市民活動とは」の原点に戻って、市民活動は、まちづくりに係る基本的な考え方であることを主題に計画を策定しました。これを機に新たな時代に向けた市民活動がさらに展開することを希望します。

上尾市長 島山 稔

目 次

はじめに	1
第0章 今なぜ市民活動を進める必要があるのか	4
1 市民活動のイメージ	4
2 市民活動の用語	5
(1) 市民活動とは	
(2) 協働とは	
(3) 協働のまちづくりとは	
(4) ボランティア活動とは	
(5) NPOとは	
(6) NGOとは	
3 市民活動の必要性	8
4 市民活動のメリット	8
5 市民活動やボランティア活動に参加するには	8
6 NPOの社会的な役割とは	9
7 NPOとボランティアは広い意味で同じもの	9
8 新たな市民活動団体を作るには	9
第1章 計画の策定にあたって	10
1 策定の背景と趣旨	10
2 計画の位置づけと計画期間	11
(1) 上尾市総合計画	
(2) 上尾市総合計画での基本的課題	
3 策定の経緯	13
4 計画の目標期間	14
5 前計画における実施状況	14
(1) 基本計画と施策の実施状況	
(2) 計画の推進のために	
第2章 市民活動の現状と課題	18
1 市民活動の現状	18
(1) 活動団体の現状	
(2) 市の現状	
2 市民活動の課題	18
(1) 活動団体の高齢化とあらゆる世代が市民参加すること	
(2) 活動団体が自主的な地域の課題解決を提案すること	

- (3) 市の情報発信と協働事業の行政提案
- (4) 外国籍市民の増加予測に伴う社会的課題の解決
- (5) 協働のまちづくり推進事業補助金の検討
- (6) 大学・事業者との協働のまちづくり事業の新たな連携

第3章	基本理念、基本目標及び施策の体系	21
1	基本理念	21
2	行動指針	21
3	基本目標	22
4	計画の体系	23
第4章	施策の展開	24
1	基本目標1 市民活動の情報発信	24
2	基本目標2 みんなが市民活動できる場づくり	26
3	基本目標3 市民活動団体への支援	29
4	基本目標4 協働のまちづくり事業の推進	31
第5章	計画の推進に向けて	33
1	市民活動の推進のために	33
	(1) 社会貢献としての市民活動の推進	
	(2) 協働事業としての市民活動の推進	
2	計画の進捗管理・評価・公表	34

資料編

1	上尾市市民活動推進協議会条例	35
2	上尾市協働のまちづくり推進委員会設置規程	37
3	上尾市市民活動推進計画の検討体制と改定経過	38
4	上尾市市民活動推進協議会委員名簿	40
5	上尾市協働のまちづくり推進委員会委員名簿	41

別冊

- ・市民活動団体向けアンケート調査
- ・市民向けアンケート調査

第0章^{※1} 今なぜ市民活動を進める必要があるのか

1 市民活動のイメージ

市民活動推進計画の見直しに際し、上尾市協働のまちづくり推進委員会^{※2}で計画の素案を作ることになりました。そこで、今までの市民活動を振り返り、市民活動を深く理解するため、第1回目の委員会策定会議で市民活動のイメージについて話し合い、次のようなイメージが浮かび上がりました。

[市民活動のイメージ]

＜市民活動をしている人のイメージ＞

- ・地域の中で活動してくれる人
- ・地域の健康増進や子どもに関する課題を行政とは違った観点から解決を目指して活動している人たち
- ・ボランティアで活動している人
- ・志が高く自立心があり社交的で世話好きな人
- ・経済的・時間的に余裕がある人
- ・高齢者が多く、若い人が少ない

＜市民活動をしている団体のイメージ＞

- ・昔から地域に住んでいる人が中心
- ・地域の人との交流を支えている
- ・団体役員が大変そう
- ・若い人が興味を示す活動がない
- ・活動の情報が入ってこない（知らない）

市民活動は高齢者だけがする活動ではなく、若い世代の斬新な発想やアイデアも取り込んで、地域の社会貢献につなげていく活動です。そのためにも、いろいろな世代から参加してもらうための工夫が必要で、みんなが活動内容を知って、参加しやすい環境を整えることが大切になってきます。また、それは活動団体の継続性を高めることにもつながっていきます。行政は、活動団体の運営や立ち上げなどを支援していくという、大切な役割を担っています。

※1 第0章： 計画書等での用語の説明・解説は、通常、巻末で行うものが多いのですが、本計画書では、原点に戻って市民活動とはどのようなことなのかを考える意味で、用語をまず理解することが原点になります。座標軸で言えば0ポイントが原点ということから、序章ではなく第0章と表記しました。

※2 上尾市協働のまちづくり推進委員会： 協働のまちづくり事業に係る関係課で構成する庁内の委員会。
p 37 の巻末の資料編2に記載。

2 市民活動の用語

本計画を策定する前に、アンケート調査*を実施したところ「市民活動、協働がよくわからない」という回答が多く見受けられました。難しい言葉ではありませんが、いざ説明するとなるとうまく言い表せない用語です。

そこで、市民活動を理解していただくために改めて用語の定義から入ります。

(1) 市民活動とは

「市民活動」や「ボランティア活動」などの言葉の定義は、正確な基準はありませんが、一般に市民活動とは、「市民が、福祉や環境、子育て、まちづくり、多文化共生など、様々な地域または社会における課題の発見やその解決のために、自発的・自主的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの」と定義されることが多いようです。

取り組みの主体によって、「NPO活動」、「民間非営利活動」、「社会貢献活動」と呼ばれる場合もありますが、共通する特性として、①公益性（公共性）、②自主性・自発性、③非営利性などがあげられる点でほぼ同意義と考えられます。活動の主体は、必ずしも団体に所属する必要はなく、個人でまちの清掃活動を行うボランティア活動もあれば、企業などの法人や区会・町内会・自治会など地縁団体の活動も市民活動と言えます。ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動に関する活動は除きます。

市民活動団体（活動団体）とは、「市民が自由な意思に基づいて集まり、自ら立てた規範に従って市民活動を行う団体」を指します。趣味や娯楽を目的とする生涯学習グループであっても、社会貢献活動*を行う場合は市民活動団体に含まれます。



「あげおアッピーガイドの会」による史跡めぐり

※アンケート調査： 本計画策定に合わせ、平成30年2月に市民活動団体向け（138団体）にアンケートを実施。一般市民向けには平成30年5月に地域別年齢階層による層化2段階無作為抽出法により384人にアンケートを実施。詳しくは別冊のアンケート調査結果を参照。

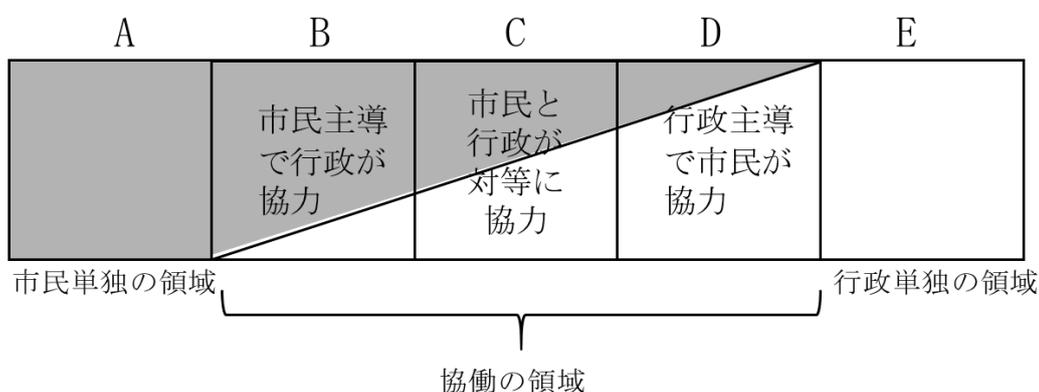
※社会貢献活動： 社会の役に立つ行いや働きをすることをいう。社会貢献とは、法人または団体、個人による公益、あるいは公共益に資する活動一般を意味し、はじめから社会に資することを目的として行う直接的な社会貢献と特定の事業や行為をすることが結果として社会貢献につながる間接的な社会貢献とがある。

(2) 協働とは

一般に協働とは、「経験や立場が異なる市民が、共通の目標に向けて各々の能力や労力などを出し合い、対等な立場で協力して取り組むこと」と定義されることが多いようです。実際には、行政と活動団体が共通の目的の実現や課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図り、協力して活動することです。異なる立場の人が集まってそれぞれの違いを生かすことは、単独で行うよりも高い効果が期待でき、新たな価値・創造につながることを期待されます。

下の概念図は、協働のまちづくりにおいて、協働とはどのような考え方なのかを表した図です。網掛け部は市民が行う部分で、白い部分が行政で扱う部分です。Aの部分では全て市民が行う領域で、逆にEの部分では全て行政が行う領域です。B・C・Dはどちらが主導で行うかを表していて、この部分が市民と行政が行う協働の領域です。

協働の領域に関する概念図



資料：粉川一郎氏の研修資料「事業を協働化するために必要な視点、方法」より抜粋

(3) 協働のまちづくりとは

本市では平成23年度からスタートした第5次総合計画において、「協働」とは「まちづくりの基本理念として市民・事業者・行政が力を合わせ、人と人が助け合い、支え合ってより良い地域社会をつくる」としています。これを受け、活動団体と市が協働して行政施策や事業に取り組み、地域の課題を解決し、より良いまちづくりにつなげようというのが協働のまちづくりです。

(4) ボランティア活動とは

「ボランティア活動」とは、ほぼ「市民活動」と同じ意味と考えられますが、「ボランティア」という言葉には、主に福祉領域において、「個人の自発的な奉仕活動」として使用されてきた経緯があります。

このことで、主に「団体に所属せず、個人の立場で活動を行う」人や、奉仕活動（非営利性）を強調した活動として「ボランティア」と表現することがあります。

近年では、個人ボランティアが集まり、「ボランティアサークル」や「ボランティア団体」として活動を展開している例や全くの奉仕活動ではなく、必要経費以外に報酬等を受け取る「有償ボランティア」など、様々な活動の形態があります。



小学校登下校時の見守り活動

(5) NPOとは

「NPO」とは、“Non-Profit Organization”の略で、直訳すると「非営利組織」となりますが、意味を正確に伝えるためには、「民間非営利組織」と訳した方が適当と言えます。非営利とは「営利」を求めてはいけないという意味ではなく、「利益」を関係者（構成員）で分配してはならない「非分配」という意味です。NPOは、社会的利益の追求をとおして自発的に公益的な活動を継続的に行う民間の組織として表しています。

特定非営利活動促進法がNPO法と略称で呼ばれているため、NPOはNPO法人格を取得した団体（特定非営利活動法人、通称NPO法人）のことと思われることが多いようです。

しかし、一般にNPOという場合は、こうした狭い意味ではなく、法人格の有無や種類（任意団体、NPO法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、社会福祉法人、協同組合など。）を問わず、民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動したりする団体を指します。例外はありますが、経済企画庁編「平成12年度国民生活白書」では、NPOの概念を「特定非営利活動法人（NPO法人）」、「ボランティア団体」、「市民活動団体」を指すものとして整理されています。

(6) NGOとは

「NGO」とは、“Non-Governmental Organization”の略で、直訳すると「非政府組織」のことです。もともとは国連憲章の中で使われている言葉で、NPOと同様に営利を目的とせず社会的使命を持つ「民間非営利団体」のことですが、行政からの独立性や異質性をより強調した表現と言えます。

基本的にはNGOとNPOは同様の意味を持つものと言えますが、営利を目的としないという点を重視したのがNPO、政府とは異なる民間の立場を重視したのがNGOと言えるでしょう。

諸外国においては、NPOと同じ意味で使われることが多く、日本においては特

に、国際協力や国際環境保護など国外での活動を主とする市民活動団体を指す傾向があり、国境を越えるかどうかで使い分けている場合が多いようです。

3 市民活動の必要性

今日、ボランティアや活動団体の活動が大きく取り上げられることとなった背景には、平成7年1月の阪神・淡路大震災での市民の力によるめざましい活躍があります。

このような市民の手による復旧活動・救援活動は、個人ボランティアや活動団体など様々な形態を有する市民の力が結集し、協力することによって被災地の救援、支援、復旧に大きな成果をあげました。

その活動は、東日本大震災以降、各地の大規模地震や気候変動によると思われる降雨災害で被災した多くの人々の生活を支えています。被災地での様々な状況に迅速に対応しなければならない状況下では、自発的・自主的な信念に基づく市民の活動だからこそ実現し得た成果だと言えます。

近年では、災害のみならず、普段の市民生活の中でも複雑な問題が山積しており、行政だけでは対応が難しいケースが多くなってきています。市民生活の中には行政の手の届かない、施策と施策の狭間に隠れている市民のニーズがあり、これに対して、きめ細かく対応できる市民活動は、みんなが、いきいきと幸せに暮らせるために必要不可欠なものとなっています。

4 市民活動のメリット

市民活動を行うことにより、地域社会の一員として、地域社会の課題の解決に向けて貢献する充足感を得ることができるほか、生きがいや精神的な豊かさが求められる今日、自分の力を生かす自己実現の場としての魅力や可能性も見いだすことができます。特に定年退職を迎えたシニア世代にとっては、市民活動をとおして社会貢献の活躍の場となるものであり、第二の人生を健康で豊かに生きる方法の一つとして有意義なものと言えます。

また、世代を問わず、孤立した生活に陥りがちな現代社会においては、共通の目的を持った活動を通じて、人と人との交流が促進されることにより、ふれあいと活力に満ちた“つながり”ができ、地域コミュニティの形成を図ることが期待されます。

5 市民活動やボランティア活動に参加するには

市民活動の範囲は、福祉、環境、国際交流、まちづくりなど、広い範囲にわたっています。

まずは、自分が興味のある分野、または日頃から解決したいと感じている課題を見つけることから始めます。次に、実際にボランティア団体などの活動に参加して、同じ目的や志を持つ人たちとの交流や情報の共有などから、活動の場を広げていくことができます。

しかし、「何かやりたいが、どこに相談してよいかわからない」、「どのような活動があるのかわからない」、「いきなり参加するのは勇気が必要」という意見も多く聞かれます。市民活動の「はじめの一歩」を支援するため、市民活動支援センターでは、市民活動やボランティアに関する情報提供や相談の受付を行っています。また、上尾市社会福祉協議会のボランティアセンターでも相談等を行っています。

6 NPOの社会的な役割とは

NPOとは、国や自治体の制度では扱いにくい地域のニーズや課題に対応する活動を自発的に行う組織です。行政や企業と対等の立場に立って活動し、人を中心に考えたサービスを提供するなど、制度の改革に取り組む活動団体もあります。

NPOの発展がこうした活動につながることで、NPOの社会的な役割として期待される場所です。

7 NPOとボランティアは広い意味で同じもの

ボランティアは個人の思いを、NPOは組織の社会的な役割を意識した言葉です。ボランティア活動は、よりよい社会づくりのために、自ら進んで行き、金銭的な見返りを求めない活動ということができます。労働の対価を求めない代わりに、活動に関わる個人の自発性に重点が置かれます。

個人単独で行うこともあります、グループで行うもの、あるいはNPOや行政に関わって行うものなどがあります。

「ボランティア」が個人の活動を表す言葉であるのに対し、「NPO」は組織の活動を表す言葉であると言えます。社会的使命の達成のために活動する組織であり、政府や企業とは異なった立場から、社会的な課題の解決を目指すものです。

8 新たに市民活動団体を作るには

新たに団体を作って活動を始める場合は、これから始めようとする活動や事業についてのニーズや今後の動向など、できるだけ多くの情報を集める必要があります。そして、その活動について協力してくれる人たちとよく話し合うことが大切です。

その過程で「団体の目的」、「目的達成のために行うべき事業」、「事業を推進するために必要な人材、資金、活動の場、物資」などを検討する必要があります。また、団体の規約や定款、会則などを定めることで、より団体運営や事業展開などがしやすくなります。

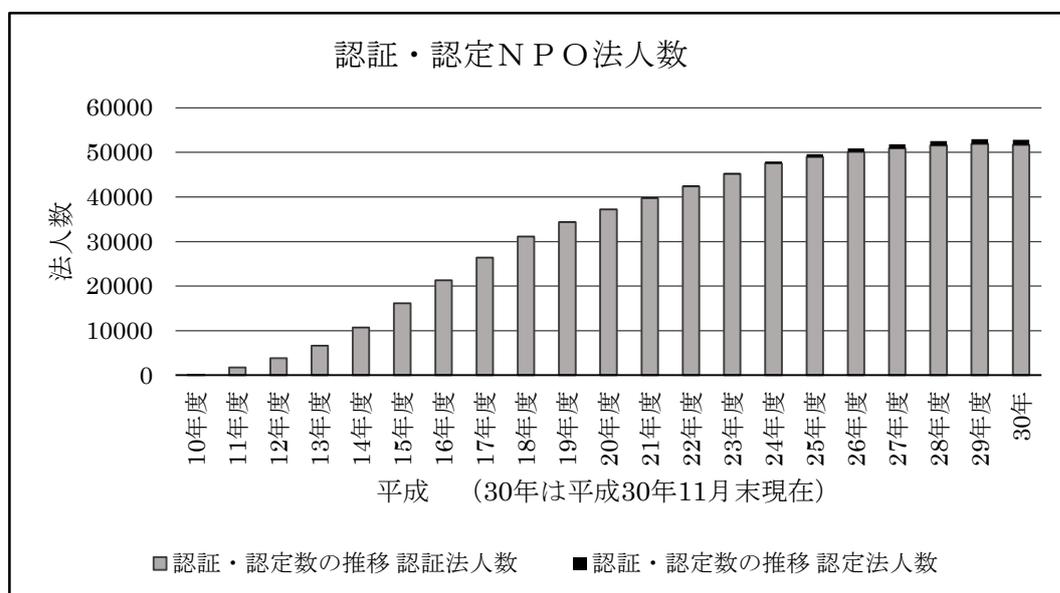


第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

「地域の課題を解決しようと、同じ志を持つ市民が集まって自由に活動する」、「行政や企業とは異なる価値観を育むことを通じて、住みよい地域・社会をつくっていく」、「そうした取り組みを、さらに広げていきたい」という思いから、特定非営利活動促進法（NPO法）が1998年（平成10年）に成立して今年で20年になります。福祉や教育、環境保護、まちづくりなど20の分野で法に基づく法人を土台に、市民によるボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動として市民活動が盛んになりました。今では、政策提言や事業を後押しするNPO法人も多数現れています。

NPO法人は、今ではその数5万法人を超え、寄付優遇を受けられる認定NPO法人等の数も1千法人を突破しています。



資料：内閣府「特定非営利活動法人の認定数の推移」の公表データを基に作成

本市のNPO法人も、65団体が埼玉県に登録されています。一方、本市の市民活動支援センターに登録されている活動団体は、法人格を取得していない団体が大半ですが、発足当初は生涯学習グループであっても、「自分たちの活動が、地域の課題解決に役立つのであれば」と社会貢献活動に取り組む小規模な活動団体が多く見受けられます。

このように、身近な生活の中から社会貢献活動としての市民活動が徐々に増えてきているのも事実です。

本市の第1次・第2次上尾市市民活動推進計画では、市民活動支援センターでの取り組みが中心の計画であったことから、今回、第3次市民活動推進計画の策定にあたっては、行政施策や事業の展開だけでなく、施策と施策の狭間になっている地域の課

題についても視点を置き、活動団体と行政と一緒に課題解決に向けて取り組めるような環境づくりが必要です。

行政職員一人ひとりが、「あらゆる分野で市民活動を推進していくことが大切である」と認識する必要があります。そのためには、職員は、「市の事業のここは市民・市民活動団体をお願いしたい」という意識を持ち、市民・市民活動団体は、「ここは私たちが意見をまとめるので、行政はこの部分をお願いしたい」という自分たちのまちづくりの意識を持つなど、お互いに役割を決めてまちづくりを進めることが大切です。

このように、行政と市民の双方が、市民活動をとおして、地域に合ったまちづくりを推進するために本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけと計画期間

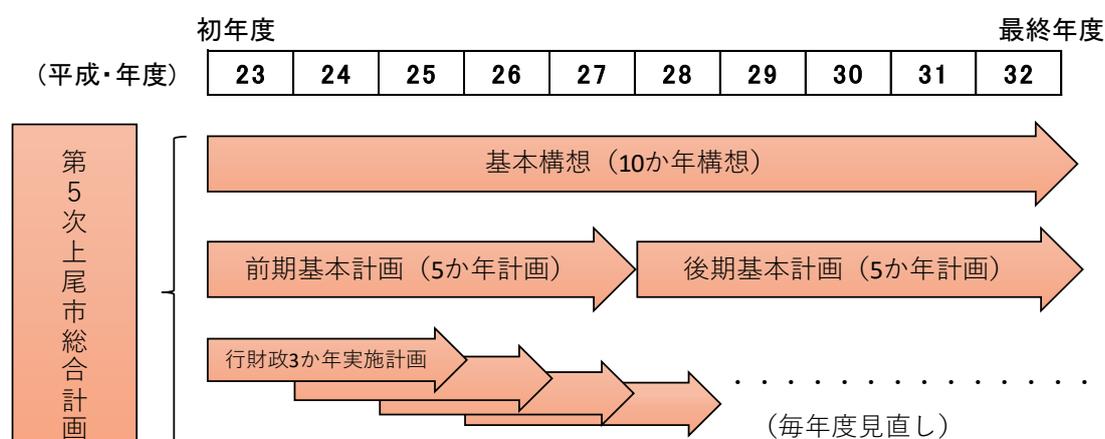
本計画は、上尾市市民活動推進協議会条例第2条第3項の規定に基づき、市民活動を推進し、市民活動団体と市との協働を計画的に進めるため、上尾市総合計画その他関連する計画などと整合性を図っています。

(1) 上尾市総合計画

本市では平成23年3月に、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする第5次上尾市総合計画を策定し、「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」を将来都市像に掲げて、「協働」「自立」「共生」「独創」というまちづくりの基本理念に基づき、各施策を推進しています。

近年急激に変化している社会情勢や今後の人口減少社会の到来も踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定し、引き続き「協働」「自立」「共生」「独創」というまちづくりの基本理念に基づき、各施策に取り組んでいます。

〔計画の構成と目標年次〕



資料：第5次上尾市総合計画「計画の構成と期間」より抜粋

(2) 上尾市総合計画での基本的課題

本市の地域特性や、それを取り巻く時代の潮流、市民意識の変化などを踏まえると、本市のまちづくりには様々な課題があり、その解決に向けてさらなる努力を続けることが必要です。後期基本計画では、本市の基本的課題を10項目示しており、市民活動に係る基本的課題として以下の課題を掲げています。

基本的課題1 まちづくりへの市民力・協働力の向上

地方分権の流れが加速する反面、市税の減少や扶助費の増大など財政の制約が強まる中、市民・事業者・行政との「協働」によるまちづくりの必要性が高まっています。また退職した団塊の世代が、豊富な知識や経験を生かして地域社会の担い手として活躍できる場の構築や、若い世代が参加しやすい環境づくりも求められます。

このため、社会経済の動向や本市の地域性に即した市民参画や協働のスタイルを見出していく必要があります。その施策として、市民がまちづくりに積極的に参加できるシステムの構築のほか、市民活動団体や地域コミュニティ組織などの活性化や両者の連携強化への支援など、協働の体制づくりが重要な課題となっています。

市民のまちづくりへの意識を高めるきっかけとしても「交流」の重要性は高く、多世代・多文化・地域間などの交流を積極的に展開し、相互に多くの刺激を得る中から市民が自らのまちを見つめ直し、行動していけるようにする必要があります。

また、「協働」には、市民・事業者・行政間での情報の共有化が重要であり、広報体制の充実や新たな媒体の利用なども含めた、誰もが見ることができる情報開示の方法や、情報提供サービスの展開が重要であるとともに、市民コメント制度など広聴機能を強化し、市民の声を協働の進め方や施策に反映できる相互信頼関係を確立することが必要です。

資料：第5次上尾市総合計画「上尾市の基本的課題」より抜粋

以上のように、総合計画においても、協働の理念やまちづくりには、市民・事業者・行政間の情報の共有化が重要であるとされています。多世代・多文化・地域間などの交流を積極的に展開し、相互に多くの刺激を得る中から市民が自らのまちを見つめ直し、行動していく必要があります。

また、本計画のように、市民や活動団体等との協働により、地域の課題解決を目指す市民活動は、地域福祉施策、高齢者福祉施策、子育て支援施策のほか居住環境、多文化共生や学校教育、街づくりなどあらゆる行政分野におけるまちづくり計画と密接に関連しています。

3 策定の経緯

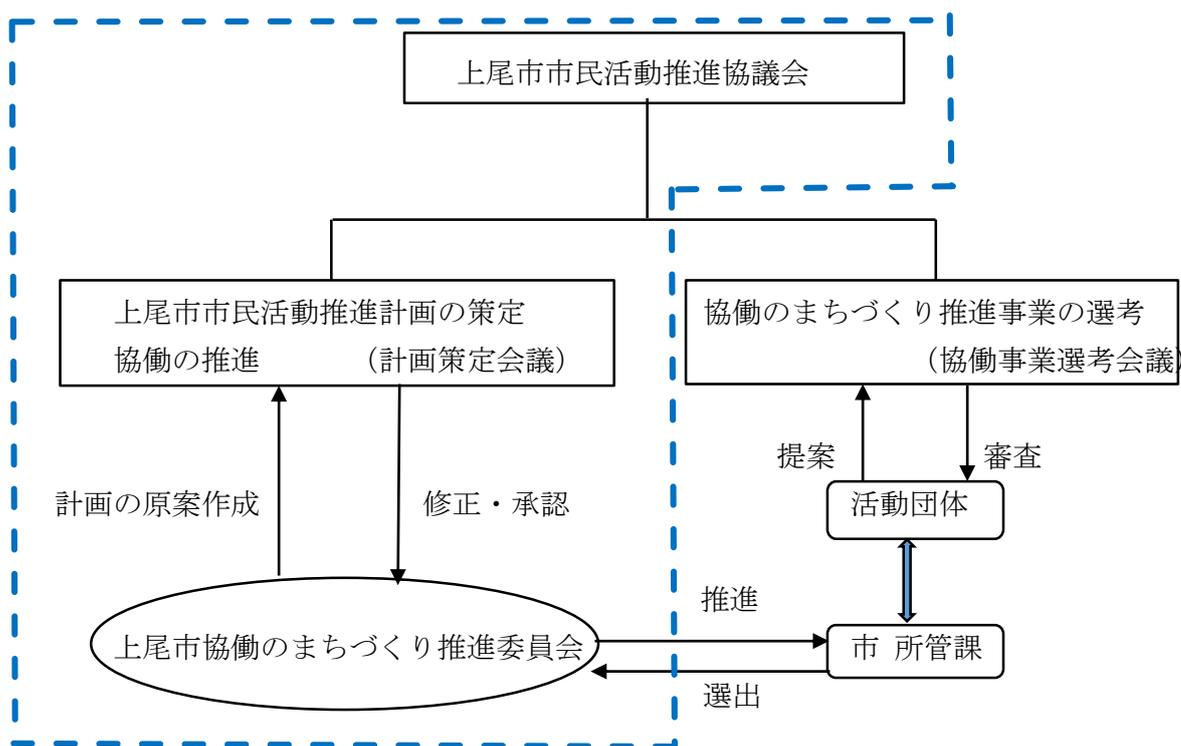
新たな計画の策定に先立ち、第2次上尾市市民活動推進計画について、平成26年度から平成28年度までの実施状況を調査し、平成29年8月に中間報告として実施状況報告書をまとめました。

また、平成30年2月に市民活動支援センターに登録している活動団体を対象にアンケート調査を実施し、5月には一般市民を対象にしたアンケート調査を行いました。

本計画は、上尾市協働のまちづくり推進委員会による関係課19課の協働のまちづくり推進委員19人で計画の素案を策定しました。

策定した素案を上尾市市民活動推進協議会条例に基づく上尾市市民活動推進協議会^{*}に諮り、意見を聞き議論したものを推進委員会にフィードバックして計画の原案を策定しました。

上尾市市民活動推進協議会と上尾市協働のまちづくり推進委員会の役割

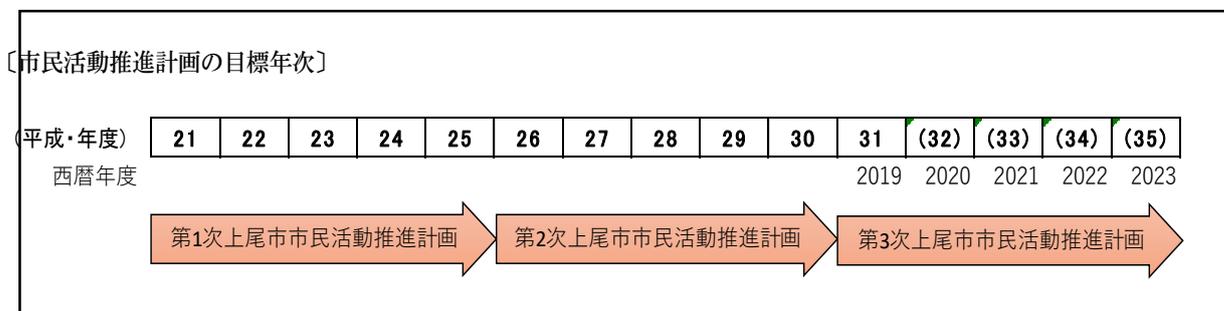


※破線内が第3次市民活動推進計画策定の流れ

※上尾市市民活動推進協議会： 市民活動を支援し、その促進を図り市民との協働を推進するために設置した組織。p.35の巻末の資料編1に記載。

4 計画の目標期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。本計画の最終年度である2023年度には計画達成状況の確認と次期計画に向けた見直しを行います。



5 前計画における実施状況

第2次上尾市市民活動推進計画では、

(1) 基本計画として

- ①市民と市民活動団体との出会いの演出
- ②市民・市民活動団体と行政の情報共有
- ③協働のための組織・活動支援
- ④ボランティア活動への支援の充実

を掲げ、それぞれの基本計画に基本的な施策を挙げています。

(2) 計画の推進のために

- ①市職員の意識改革と政策形成能力の向上
- ②協働推進のための機関の設置
- ③市民活動支援担当部門の強化

を挙げて計画を進めてきました。

その成果と実施に至らなかったものを整理しました。

(1) 基本計画と施策の実施状況

①市民と市民活動団体との出会いの演出として

(実施済み) :

- ・市民活動団体の活動を推進するため、市民塾の開催(年9回)
- ・地域デビュー支援事業として、新たなシニア世代の加入促進と交流会の実施
- ・広報媒体による情報の提供として、「広報あげお」、市ホームページ、情報紙「むすびん」の発行のほか、新聞、フリーペーパー等で市民活動団体の紹介を掲載依頼
- ・上尾駅自由通路での情報発信モニターを活用したイベント募集のPRを実施

(未実施)：市民活動推進コーディネーターの人的充実を検討

⇒今後、活動団体の増加を推進した後に中間支援団体などの育成を行い、その後、市民活動推進コーディネーターを再度検討する。



平成 29 年度地域デビュー支援事業 (ポスター)



市民活動支援センター情報紙「むすびん」



平成 29 年度地域デビュー支援事業 (講演会)

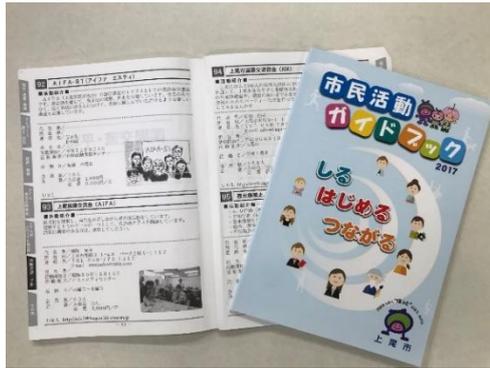
② 市民・市民活動団体と行政の情報共有

(実施済み)：

- ・市民塾の実施
- ・市民活動団体ガイドブックの編集・発行
- ・協働事業選考委員会を廃止し、協働事業の審査選考と市民活動推進計画の策定と推進を担う上尾市市民活動推進協議会を新設
- ・上尾市市民活動推進協議会に市民公募委員 2 人を委嘱

(未実施)：市民活動団体の情報を誰でも活用できるように情報データベースとして整理

⇒基本目標 1 - 1 - ①で取り組みます。



市民活動ガイドブック



平成 29 年度第 1 期市民塾

③ 協働のための組織・活動支援

(実施済み) :

- ・協働のまちづくり推進モデル事業を継承し行政提案の A 提案、活動団体提案の B 提案として協働事業を実施
- ・国・県・民間団体の助成制度をファイル化し市民活動支援センターの掲示板に掲示
- ・活動団体の運営力向上を図るためステップアップ公開講座や交流会等の実施
- ・平成 30 年度から本市の協働事業補助金予算を拡大
- ・多様な市民活動を支援する場の確保として市民活動支援センター会議室のほか公共施設を活用

東武バンケットホール、文化センター集会室を活用

(未実施) : 活動の場の確保として空き店舗活用の検討

⇒基本目標 3-2-①で取り組みます。



平成 29 年度公開講座



補助金・助成金情報の掲示

④ ボランティア活動への支援の充実

(実施済み) :

- ・上尾市社会福祉協議会とのボランティア希望者の共有、連携を実施
- ・ボランティア情報の掲示

(未実施) : ボランティア情報全体の共有
⇒基本目標 1 - 1 - ①で取り
組めます。



市民活動支援センターの掲示板

(2) 計画の推進のために

(実施済み) :

① 市職員の意識改革と政策形成能力の向上

- ・職員の意識改革と政策形成能力の向上として、平成 27 年度から庁内に上尾市協働のまちづくり推進委員会を設置し、推進委員会委員とその所属長を対象に外部講師による研修を実施

② 協働のまちづくり推進のための機関の設置

- ・聖学院大学と日本薬科大学の学生との協働事業が実施できるよう、協働のまちづくり推進事業の要綱を改正

③ 市民活動支援担当部門の強化

- ・平成 30 年度、新たな上尾市市民活動推進協議会の設置により、公募市民委員 2 人を含む 7 人体制で協働事業の選考と市民活動の推進を担う組織として改変



上尾市市民活動推進協議会



上尾市協働のまちづくり推進委員会

第2章 市民活動の現状と課題

1 市民活動の現状

(1) 活動団体の現状

活動団体の登録数は現在約 200 団体あります。新たに登録した活動団体は、比較的平均年齢が若い人がメンバーになっていますが、既存の登録団体は、市民活動支援センターが発足した平成 22 年に登録した活動団体が多く、メンバーの平均年齢も 8 歳ほど上昇し、会員の高齢化が課題となっています。登録団体の中には、活動が休止状態の団体もあり、新たなメンバーがなかなか増えないのが現状です。

(2) 市の現状

市民と行政との接点を増やし、市民の意見を聞き施策・事業に反映させる取り組みは、各種計画の策定時においては、公募市民を入れた協議会や審議会などの会議のほか、各種施策の検討会議などで、市民参画として従前から実施してきています。

しかし、各種計画策定後の施策の実施段階では、市と協働で行う事業は少ないのが現状です。

また、市の補助金を活用して、活動団体と一緒に協働のまちづくり推進事業を毎年募集していますが、活動団体から市の所管課と一緒にやりたいという協働事業提案はありますが、行政側からの提案が少ないのが現状です。

2 市民活動の課題

(1) 活動団体の高齢化とあらゆる世代が市民参加すること

今回、事前に行った活動団体向けのアンケート調査では、会員の高齢化に加え、若い人の参加が少なく、新しいメンバーが増えないという回答が多くありました。このため、若い世代の参加を促し活動に参加するよう、市民活動団体の活性化を働きかけ多世代に興味のある活動を盛んにすることが必要であると考えられます。

そのためには、従前から取り組んでいるシニアを中心とした地域デビュー支援事業だけでなく、あらゆる世代が市民活動に参加しやすくなるように事業を工夫することが今後の課題です。

また、さらなる高齢者人口の増加に伴い、第二の人生としての生活時間を有意義に過ごし、元気な高齢者の社会貢献の場としても市民活動は有効です。

(2) 活動団体が自主的な地域の課題解決を提案すること

地域の課題を自主的・自発的に解決するために市民活動を行うという考えのもと、行政施策や事業を活動団体と一緒に進めることが、それぞれの地域に合った課題の解決につながります。これからは、活動団体が地域の課題の解決に向けて、「こ

の部分は私たちが進めましょう」と多くの市民の活動が活動団体として生まれる連鎖につなげていけるかが課題です。

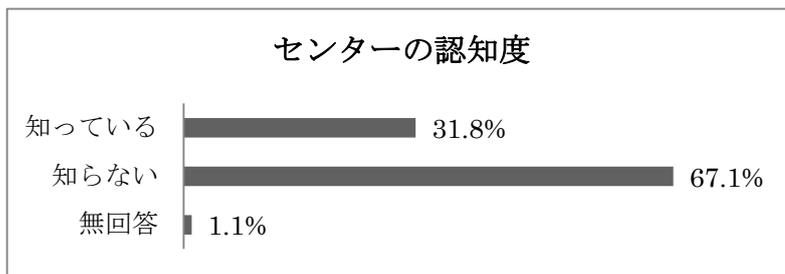
(3) 市の情報発信と協働事業の行政提案

事前に行った一般市民向けアンケート調査では、約7割の人が市民活動支援センターを知らないと回答しており、市民活動支援センター自体の認知度が低いことがわかりました。

このことは、市民活動についての理解も得られていないと推測され、市民活動団体も増加しないということにつながります。あらゆる世代に市民活動への関心を持ってもらい、市民活動支援センターを知ってもらうことが今後の課題となります。

また、新たな活動団体を待っているのは市民活動を推進することはできません。これからは、市と活動団体が行政施策や事業に共通する目的の実現や課題の解決に向けて、市から、「こういう事業がありますが、この部分は市民・活動団体にお願いしたいのです」と協働の意向を発信していくことが必要です。

賛同して活動してくれる市民が集まり、活動団体として形作られ、それに関連した活動団体が更に増えていく。このような連鎖をとおして新たなまちづくりができるかが課題です。



資料：一般市民用アンケート「集計結果」より抜粋

(4) 外国籍市民の増加予測に伴う社会的課題の解決

近年の少子化・高齢化に伴い、労働力不足の傾向はますます顕著になると見込まれ、その対策として、2019年4月からは外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理・難民認定法が施行されることになりました。

本市においても、外国籍市民の数は下表のとおり、平成26年度1.5%の増加でしたが、次年度以降、1.8%、8%、11%と徐々に増加傾向にあります。

上尾市の外国人住民人口（各年4月1日現在）

年度（平成）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人口（人）	2,382	2,418	2,462	2,659	2,954

資料：上尾市統計「人口 - 国籍別外国人住民人口」より抜粋集計

今回の同法の改正により、私たちの地域にも外国籍市民との共存が今以上に身近になると思われます。

外国籍市民の円滑な受け入れを行うために、日本語を教える活動や新たな環境での生活支援をする活動などをきっかけにして、市民活動の取り組みが拡大することになれば、外国籍市民にとっても地域にとってもみんながいきいきと幸せに暮らすことができるかと期待されるところです。

(5) 協働のまちづくり推進事業補助金の検討

本市では、協働のまちづくり推進事業を提案して、選考会議で採択されると、市の所管課と協働のまちづくり推進事業の協定を結び、補助金を受けて事業を進めることができます。

協働のまちづくり推進事業の補助金交付後も継続して活動を進めていくには、活動団体の初期段階での支援や継続展開時における支援など、活動時期に応じた支援ができるよう補助金の多用途化を検討する必要があります。

(6) 大学・事業者との協働のまちづくり事業の新たな連携

市内の大学・事業者は上尾市と包括支援協定を締結していますが、協定で決まった事業を行うだけでなく、活動団体との協働やボランティアも自由に参加できるように行政が働きかけを行うなど、新たな連携を進めていけるかが課題となります。

第3章 基本理念、基本目標及び施策の体系

1 基本理念

本格的な少子化・高齢化による人口減少社会の到来を目前にして、本市としてまちの活力を維持していけるよう、活動団体、事業者、大学などと行政が、それぞれの分野で一人ひとり、自発的に協働のまちづくりに取り組む意識を持ち、自然に市民活動が生まれる地域社会を目指していかなければなりません。

市民から見た市民活動の必要性としては、自分の住むまちで、人生の生きがい、やりがいや楽しみを見だし、自らの人生をいきいきと暮らせるために、自ら選択して活動できるまちづくりを目指します。

また、行政から見た市民活動の必要性としては、市民と行政が互いに連携しながら市民が主役として暮らしやすいまちづくりを目指すために、全ての世代で一人ひとりが活躍できるまちづくりを目指し、「みんながいきいきと幸せに暮らせる市民活動のまち あげお」を基本理念とします。

「みんなが いきいきと幸せに暮らせる 市民活動のまち あげお」

～ 一人ひとりが活躍できるまちづくり ～

2 行動指針

基本理念から、市民活動を推進するために、全ての主体として市民、活動団体、事業者、行政の一人ひとりが、地域の課題や社会の課題に対し、どのような行動をとり、解決していったらいいかを行動指針として表現しました。

最初はどのようにいいか分からなくても、まずは、生活の課題を「自分のこととして考える」。それを意識して、自分で「できることから始める」。そして同じ志の人と仲間をつくり「活動の輪を広げる」。このような考え方を行動指針として自覚し、みんなが市民活動に参加していきます。

1 自分のこととして考える

2 できることから始める

3 活動の輪を広げる

3 基本目標

(1) 市民活動の情報発信

市民活動や協働に関する理解を深め、できることから市民活動が始められるように情報を提供します。あらゆる世代で市民活動の情報が受け取れるよう、『広報あげお』、市民活動情報紙『むすびん』など紙媒体のほか、ICTを活用して活動団体がどんな組織で、今どんな活動に取り組んでいるか活動情報を提供します。

このほか、新聞やフリーペーパーへの情報提供等と合わせ、イベント等でも活動団体と市民活動支援センターのPRを行います。

(2) みんなが市民活動できる場づくり

市民は、自分たちのまちは自分のこととして自分たちでつくるという、まさに市民自治の考えに則り、市民活動や協働に関する理解を深め、地域や社会に関心を持ち、自らできることを考え、自発的に市民活動に参加することができる体制をつくります。

(3) 市民活動団体への支援

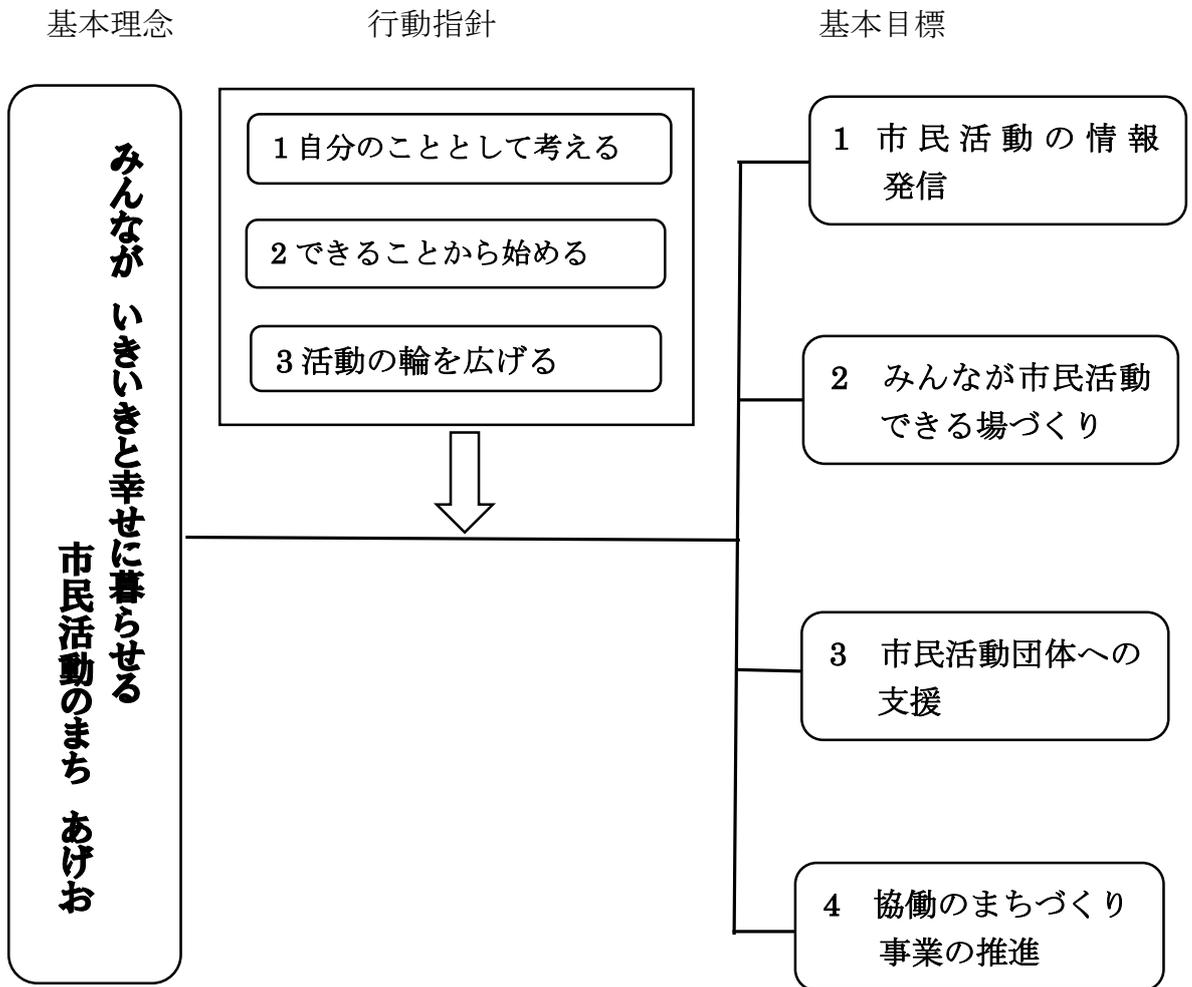
市民活動は自治会活動、社会貢献活動、ボランティア活動などのくくりがあります。それぞれの活動団体は多くの課題を抱えながら活動を続けています。

志を同じくする市民の自主的、自発的な市民活動への参加や団体同士の連携、継続的な活動ができるよう支援を行います。

(4) 協働のまちづくり事業の推進

まちづくりの基本理念として、市民・事業者・行政が力を合わせ、助け合い、支え合ってよりよい地域社会を作る協働を掲げています。市は、行政施策や事業の実現のため、それぞれの地域に根差した課題の解決に向けて、「市はこの部分は市民・活動団体をお願いしたい」というメッセージを発信する必要があります。市民・活動団体は、地域の課題を解決するため問題意識を持ち「この部分は、私たちが地域のことをよく知っているので私達で進めますが、後の部分は市が行ってください」という積極的な役割分担をして、お互い協力し合える環境を整えます。

4 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標を達成するために必要となる施策、さらに具体的な取り組みとして主な事業を示します。

1 基本目標1 市民活動の情報発信

1-1 活動団体の情報発信

活動団体やその活動内容をより多くの市民に知ってもらうため、また、あらゆる世代の市民の参加につながるように情報発信体制を整備・拡充します。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① ICTを活用した活動団体のデータベース化	市民活動支援センター 福祉総務課
活動団体の名称、所在地、連絡先、代表者、活動内容などを整理し、活動しようとする人がすぐ必要な情報をつかめるよう市民活動団体のデータベースを整備し、ホームページで公開します。活動団体のホームページとリンクを行います。ボランティア団体、ボランティアの募集情報なども市ホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）で伝えられるよう上尾市社会福祉協議会と協議します。	
② 市民活動ガイドブックの発行	市民活動支援センター
登録している活動団体の情報が一目で分かるように、ガイドブックを作成します。ボランティア団体も上尾市社会福祉協議会との連携で掲載を検討します。	

1-2 多様な媒体を活用した活動情報の提供

活動団体主催の講演会やイベント情報は、ポスターやチラシを配布しているほか、市民活動支援センターの情報紙『むすびん』でも活動団体の情報を提供していますが、不足する若い世代に向けた情報についても、新聞社への情報提供や、フリーペーパーなどのほか、ホームページやSNSなど活用できる媒体を使って情報掲載を支援します。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① 若者向けの情報提供	市民活動支援センター 各課
紙離れの著しい若者世代に向けてホームページやSNSにより情報発信することで、若者にも市民活動に関心を持てるようなきっかけをつくります。	

地域課題や、市の施策情報を積極的に公開し、地域の課題解決として市民活動に目を向けてもらうよう情報提供します。	
② 情報紙『むすびん』の発行	市民活動支援センター
季刊紙として引き続き活動団体の紹介や活動実績などを報告します。	
③ チラシ、ポスターの配布を支援	各課 (市民活動団体) 市民活動支援センター
活動を周知するためのチラシやポスターを作成し配布することは、活動団体の要です。活動団体の所管課はパンフレットラックや庁内、出先機関で積極的な配布や掲示を支援していきます。	

1-3 市民活動支援センターの周知

市民アンケート調査では、無回答を含め約70%の市民が市民活動支援センターの存在を知りませんでした。また、「市民活動についてご存知ですか」という質問では、市民活動のことを知っている人の中で、市民活動支援センターを知っている人と、知らない人は、ほぼ同率でした。市民活動のことを知らない人で市民活動支援センターを知らない人は42%と高い数値でした。したがって、市民活動支援センターを多くの人にPRすることにより、市民活動を理解してくれる人が増えることにつながります。

市のイベント等で市民活動支援センターや市民活動のチラシを配布するなど市民活動支援センターのPRに努めます。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① イベント等でのPR活動の実施	市民活動支援センター
市民活動支援センターにおいて、活動相談やアドバイスを行ってききましたが、今後は、市のイベント等においてもチラシ等を配布し市民活動のPRや市民活動支援センターのPRをし、広く市民に周知します。	

<取り組みの成果指標>

項目	現状 (2017年)	目標値 (2023年)
印刷機を使用した件数	380件	420件
市民アンケート調査		
・支援センター認知度	31.8%	50%
・市民活動の認知度	48.2%	70%

2 基本目標2 みんなが市民活動できる場づくり

2-1 あらゆる世代で市民活動に参加

自分たちのまちは自分たちでつくるという意識をみんなが持って行動を起こすことが大切です。引き続き地域デビュー支援事業への参加を広く周知するほか、あらゆる世代で地域デビュー支援事業の取り組みを検討します。

また、初めて市民活動に参加するあらゆる世代の人を対象に市民活動体験ができるよう、活動団体と連携したイベントの場を提供するとともに、市民活動をとおして社会貢献につながる活動をしたい人（グループ）に対しては、常時行っている活動相談のほか、新たに開催日を設けて相談会を行います。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① 地域デビュー支援事業の拡大	市民活動支援センター
地域デビュー支援事業への参加を広く周知し、あらゆる世代に地域デビュー支援事業の取り組みを検討します。	
② 多世代に市民活動体験を提供	市民活動支援センター (活動団体)
活動団体と連携し、あらゆる世代に市民活動の体験ができるイベントの場を提供します。	
③ 市民活動相談会の実施	市民活動支援センター
常時行っている活動相談のほか、新たに市民活動を考えている人（グループ）の相談会を行います。	

2-2 大学生・事業者を呼び込む

大学生は、新たな出会いや経験から、いろいろなものの見方や考え方を吸収している世代です。斬新なアイデアを持ち若々しく明るく熱意があります。地域の課題解決に大学生の力を活用して一緒に活動できるよう、大学に働きかけを行います。

また、事業者は、事業活動で利益を上げるだけでなく、地域での社会貢献を担う団体としてCSR[※]を取り入れています。東日本大震災後も被災地に残り、地域と連携して復興活動に力を注いでいる企業があります。地域の課題は、新たな価値としての事業の創生にもつながり、CSRからCSV[※]（共有価値の創出）という考えも出てきています。事業者と地域社会が共同で価値を創出することが重要であると言われ、積極的な協働を推進していきます。

※CSR： Corporate Social Responsibility の略で、企業の社会的責任と訳す。
企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的（ボランティア）に社会に貢献する責任のこと。

※CSV： Creating Shared Value の略で共有価値の創出と訳されています。企業が生み出す本業を通じて社会に貢献する、そして、社会貢献することで企業を活性化させるという考え。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① 大学との連携	市民活動支援センター各課
<p>本市は、聖学院大学と日本薬科大学との連携（相互連携）に関する包括協定を結んでいます。協定以外でも地域の課題をとおしてまちづくりに参加することは、学生にとっては新たな学びの場でもあり、行政にとっても斬新な発想が地域の課題を解決できる可能性に期待できることから、協働事業やボランティアに学生の参加を進めます。</p>	
② 事業者との連携	市民活動支援センター各課
<p>市内の事業者の多くは地域での CSR を取り入れています。事業者の中には、災害時における物資の供給等に関する協定を締結しているところもあります。協定以外でもイベント等でのボランティアも含め協働事業による地域の課題解決がCSVにつながることから積極的な協働のパートナーとして推進していきます。</p>	

2-3 地域の力を活かす

自治会活動は、地域の安心安全なまちづくり、環境美化運動の推進、スポーツレクリエーション活動の推進、地域福祉の支え合いなどを主な活動としています。基本的には住民自治の推進として、また、市民の一層の市政への参加として地域課題の解決のため、自治会活動との協働を進める必要があります。自治会活動の中から地域の課題に取り組む機会が増えることで、住民自治が深まり、地域の価値を地域で創造する「住民主体のまちづくり」の展開につながります。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① 自治会活動への参加の推進	市民協働推進課
<p>住民自治の推進と地域課題の解決のため、市民が市政への一層の参加を進めることを目的に自治会への参加を推進します。</p>	
② 自治会活動からの派生活動*の推進 (新たな地域課題を検討する市民活動へ)	市民協働推進課 市民活動支援センター各課
<p>自治会活動の中から地域の課題に取り組む機会が増えることで、住民自治が深まり、地域の価値を地域で創造する「住民主体のまちづくり」の展開として新たな地域の課題に取り組む市民活動の団体が育つことを推進します。</p>	

2-4 市民活動支援センターの充実

活動団体の増加に対応できるよう施設の利用方法の工夫に努めます。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① 活動室・交流サロンの利用の効率化	市民活動支援センター
<p>現施設は、会議室が一部屋です。本来は、活動団体の活動のほか、講演会やイベントが開催できる施設として、誰もが利用できるスペースを確保することで、市民活動の展開が進み活動団体が増加する相乗効果が期待できます。施設の利用方法を工夫して利用者の拡大を図ります。</p>	

<取り組みの成果指標>

項目	現状 (2017年)	目標値 (2023年)
活動団体登録数	198 団体	+10 団体/年
大学・事業者との協働事業件数	27 件	+3 事業/年
会議室・サロン室の利用者数	5,455 人	6,000 人
市民活動支援センターの来館者数	8,056 人	10,000 人
市民活動相談件数	10 件	+10 件/年

※派生活動：自治会活動でのちょっとした気付きやきっかけから、新たな地域の課題に展開することがあります。例えば母子愛育班活動などから、親子の集いの場や子ども食堂。地域での清掃活動からたい肥化事業など、ちょっとした問題を解決することで地域コミュニティが活性化されます。

3 基本目標3 市民活動団体への支援

3-1 自立した活動団体への支援

現在 200 団体余りの活動団体が市民活動支援センターに登録されていますが、メンバーの高齢化、活動力（資金・運営スキル）の低下など多くの課題を抱えています。活動団体の活性化を促し、継続した活動ができるよう、活動団体に役立つ講座の開催や補助金・助成金情報の提供など、活動団体が自立するための支援を行います。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① 活動団体のスキルアップ講座の開催	市民活動支援センター
市民活動支援センターでは、活動団体の運営力をアップするため、ポスター・チラシの作成講座、ホームページ作成講座などの公開講座を開いてきましたが、引き続き活動団体のステップアップを図るため、会計講座などの組織力を向上させる公開講座を開催します。	
② 活動団体が継続するための支援	市民活動支援センター
協働のまちづくり推進事業の提案は、行政側の提案である A 提案と活動団体が提案する B 提案がありますが、採択されると補助金で協働事業を行うことができます。 経験年数の少ない活動団体やまだ大きな事業が組めない活動団体が、協働事業や簡単なイベントの開催を行えるよう、補助金の多用途化による協働事業の拡大を検討します。	
③ 助成金情報の提供	市民活動支援センター
活動団体が事業を行う場合、国・県・民間団体（民間企業）の助成金を活用できるよう、助成金情報を活動団体に提供します。本市の補助金と異なり、協働事業が必須ではありません。事業の目的が限定されますが助成額も比較的大きく、規模の大きな事業目的に活用できるように情報提供します。これらの情報を市ホームページ等にリンク先を掲載して情報提供します。	

3-2 活動拠点の情報提供

活動団体を増加させるための受け皿として、空き店舗情報等を活用して活動団体の拠点探しを支援します。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① 空き店舗・空きスペースの活用	商工課 各活動団体

今後、活動団体が増加した場合、所管課の空き店舗情報等を活用し活動の場の情報提供を進めます。

3-3 活動団体のネットワークづくり

活動団体やボランティア団体がさらに活動の輪を広げられるために、活動内容をより多くの仲間知ってもらう必要から交流会を行い、ネットワークをつくれます。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① 活動団体間の交流の推進	市民活動支援センター
活動団体の活動は、他の関連団体とのコラボレーションにより新たな展開を生む可能性があります。異分野の活動団体と交流会を開きます。	

<取り組みの成果指標>

項目	現状 (2017年)	目標値 (2023年)
スキルアップ講座参加団体数	31 団体	40 団体
講座実施満足度 (アンケート調査)	69%	80%以上/年
助成金活用申請数 (県・民間含む)	6 件	9 件
交流会参加団体数	31 団体	40 団体

4 基本目標 4 協働のまちづくり事業の推進

4-1 行政施策・事業の協働化

各分野での計画を実施するうえで、地域や活動団体と連携して行う協働は欠かせません。市の補助金を活用して行う協働のまちづくり推進事業への事業提案は、行政側からの提案を積極的に行います。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① 各課事業の市民参加提案の募集	市民活動支援センター
<p>各課の施策・事業について、「この部分は市民の参加により進めることが望ましい」という事業を市民に提案し参加者を募ります。難しいようですが、地域の特殊性や地域限定の内容により一律に行政でできない部分を市民活動として進めることができれば、画一的な施策ではなく地域に合った事業となり、地域の課題解決も推進することにつながります。積極的に行政から提案・発信します。</p>	
② 事業・イベント案内でのボランティア募集	各課
<p>各課の事業・イベントの開催において、イベント案内と合わせてボランティアで協力してくれる人を募ります。</p>	
③ あげお市政出前講座と活動団体の協働化	生涯学習課 各課 市民活動支援センター
<p>各課で行う市政出前講座を関連の活動団体と一緒に講座を開けるよう調整します。また、特に各種計画などの出前講座では、具体的な進展がつかめないものや新たに盛り込まれた事業などを「この部分は市民の参加により進めることが望ましい」という提案を講座で周知することで事業の協働化を促します。</p>	
④ 協働事業のマッチング	市民活動支援センター
<p>協働のまちづくり推進事業において行政提案のA提案、活動団体からのB提案それぞれ所管課とのマッチングを行います。また協働事業を進めるために、地域の課題や施策・事業から市民が行える部分のマッチングや活動団体の立ち上げ相談も行います。</p>	



平成 29 年度協働のまちづくり推進事業報告会

4-2 協働意識の啓発

まちづくりの基本理念として市民・事業者・行政が力を合わせ、人と人が助け合い、支え合ってより良い地域社会を作る「協働」を掲げています。活動団体と市が協働して行政施策や事業に取り組み、地域の課題を解決し、より良いまちづくりにつなげるよう協働の意識づくりを進めます。

主な事業

取り組み	所管課・所属
① 協働のまちづくり推進委員会での協働化事業の検討	市民活動支援センター 協働のまちづくり推進委員会
協働事業の拡大のため、市民と協働することが可能な事業を検討します。	
② 職員研修計画に基づく職員研修の実施	職員課
市総合計画で協働の推進を掲げ、市民活動推進計画で市民との協働を進めています。職員研修をとおして、市民活動や協働とは、行政が市民と市民活動を協働で行い地域の課題を解決する地域づくりの基本的な考え方であることを職員が理解することが重要です。年間をとおした職員研修計画に初任者研修や管理職研修の導入を検討します。	



協働のまちづくり推進委員会 委員・所属長の研修

<取り組みの成果指標>

項目	現状 (2017年)	目標値 (2023年)
各課事業の市民参加提案の募集件数	3件	6件
各課イベント時のボランティア件数 と参加要請人員	— 件 — 人	20件 100人
活動団体と連携したあげお市政出前 講座の回数	— 回	5回
職員研修回数	— 回	2回/年

第5章 計画の推進に向けて

1 市民活動の推進のために

(1) 社会貢献としての市民活動の推進

地域の課題解決のために市民活動として何かできることはないか、市や事業者と協働できることはないかと考えるとかえって難しくなります。

協働事業だけでなく、ちょっとした疑問を自分のこととして考え、自分たちでできることから、少しでも社会貢献につながる活動であれば立派な市民活動です。本計画書の9ページ「8新たに市民活動団体をつくるには」のように自分で気になることや興味のある事から仲間をつくり活動の輪を広げることが大切です。それが、地域の社会貢献につながります。

本来の仕事や本務を持ちながら、自分の好きなことを、社会に役立てる活動をするを「第二の名刺」や「二枚目の名刺」などと表現することがあります。

志を同じくする仲間と一緒に「こんな社会になればいいな」という市民活動をとおして、あらゆる市民が社会貢献活動を行えば、みんなが二枚目の名刺を持つことになり、きっといきいきとした社会になり、それが本市の市民活動の目指すところになります。

(2) 協働事業としての市民活動の推進

① 市の役割

現代の社会では、従前から自治体の取り組みになかった新たな課題が地域で発生しています。いじめ、不登校、学級崩壊、引きこもり、ニート、児童虐待、高齢者虐待、孤立死など毎日新しいニュースが伝えられ、個人や家庭に対してこれまでにない対応が求められています。

また、大型商業施設の郊外進出などにより、中心市街地が空洞化し、高齢者や交通弱者の買い物が不便となるなど、住民の暮らしに支障をきたしている地域もあります。

このように、新たな課題は地域から発生しているのです。今までのように国・県の指示で画一的に行っていればよかった行政から、地域の課題を自ら発見し市民とともに解決する行政の転換が今まで以上に必要です。

② 活動団体・事業者の役割

地域社会は、行政と市民だけではなく、活動団体や事業者とも連携をして地域社会の形成に大きな役割を果たしています。

活動団体は、地域の課題を自主的・自発的に解決するために市民活動を行うという考えのもと、行政サービスを受ける市民の視点から地域の中で気づいたこと、感じたことを形にして、市民だからこそできる地域にこまやかな、先駆的な自由な発想が地域の課題解決につながり、社会全体に新鮮な刺激や新たな流れをもた

らします。「この部分は市民・活動団体がしなければなりません、こちらの部分は行政で行ってください」という役割分担を決めて進めることが大切です。

事業者は、近年CSRなどにより社会貢献を積極的に行う活動を担ってきています。平成30年北海道胆振東部地域地震でも、地元のコンビニエンスストアは95%以上の店舗が営業を続け、被災直後の住民の生活に必要な物資の供給を優先させ、水も電気もない中で、自社でおにぎりを作り供給したことなどが報じられました。

東日本大震災発生直後から地域の災害支援、災害復旧・復興をずっと続けている企業もあります。今後も、それぞれの事業者がいろいろな分野で力を発揮し、地域に貢献する活動を積極的に行うことで、市と地域とをつなぐ大きな力になることは間違いないと感じています。

このように、事業者は地域社会を作る仲間であることを強く印象付けられ、市民・活動団体と事業者と行政が一つでも欠けることなく一体となって初めて地域がいきいきと幸せに暮らせるまちの創造ができると言えます。

2 計画の進捗管理・評価・公表

(1) 計画の進捗管理

本計画で示す基本施策・事業の進捗状況は、毎年年次報告においてその状況を調査し把握します。

PDCAサイクル※に基づき年1回、各施策・事業について点検と評価を行い、必要に応じて見直し、効果的な計画となるよう努めていきます。

(2) 評価

上記、進捗状況の報告を基に上尾市市民活動推進協議会において評価を行います。

(3) 公表

上尾市市民活動推進協議会の評価を議事録として、庁議で報告しこれを情報公開コーナー等で公開します。

※PDCAサイクル： Plan-Do-Check-Action サイクルの略で、生産技術における品質管理などの継続的改善手法のこと。計画→実行→評価→改善の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善するマネジメントサイクル。

1 上尾市市民活動推進協議会条例

(設置)

第1条 市民活動を支援し、及びその促進を図り、もって市民との協働を推進するため、上尾市市民活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、上尾市市民活動支援センター条例（平成22年上尾市条例第2号）第2条第1項に規定する市民活動をいう。

2 この条例において「市民活動団体」とは、市民活動を行う団体をいう。

3 この条例において「市民活動推進計画」とは、市民活動を推進し、市民活動団体と市との協働を計画的に進めるために市長が定める計画をいう。

4 この条例において「協働事業」とは、営利ではなく公益を目的とする社会に貢献する事業で、市民活動団体と市との協働によるものをいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 市民活動推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) 市民活動推進計画に基づく施策の推進に関すること。

(3) 市が助成する協働事業の選考その他市民活動団体と市との協働の推進に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域活動又は地域福祉に関し見識を有する者 2人

(2) 学識経験のある者 2人

(3) 公募による市民 2人

(4) 市職員 1人

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己に直接利害関係のある議事については、加わることはできない。ただし、協議会の会議において議決による同意があったときは、この限りでない。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 上尾市協働のまちづくり推進委員会設置規程

(設置)

第1条 協働のまちづくり事業に係る関係各課の連絡調整を図り、総合的に推進するため、上尾市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくり事業の総合的な推進のための連絡調整に関すること。
- (2) 協働のまちづくり事業の推進に係る基本的事項の調査及び研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員19人をもって組織する。

2 委員長は、市民生活部市民協働推進課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる課等に所属する職員のうちから、それぞれ1人ずつ委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の結果を、市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部市民活動支援センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

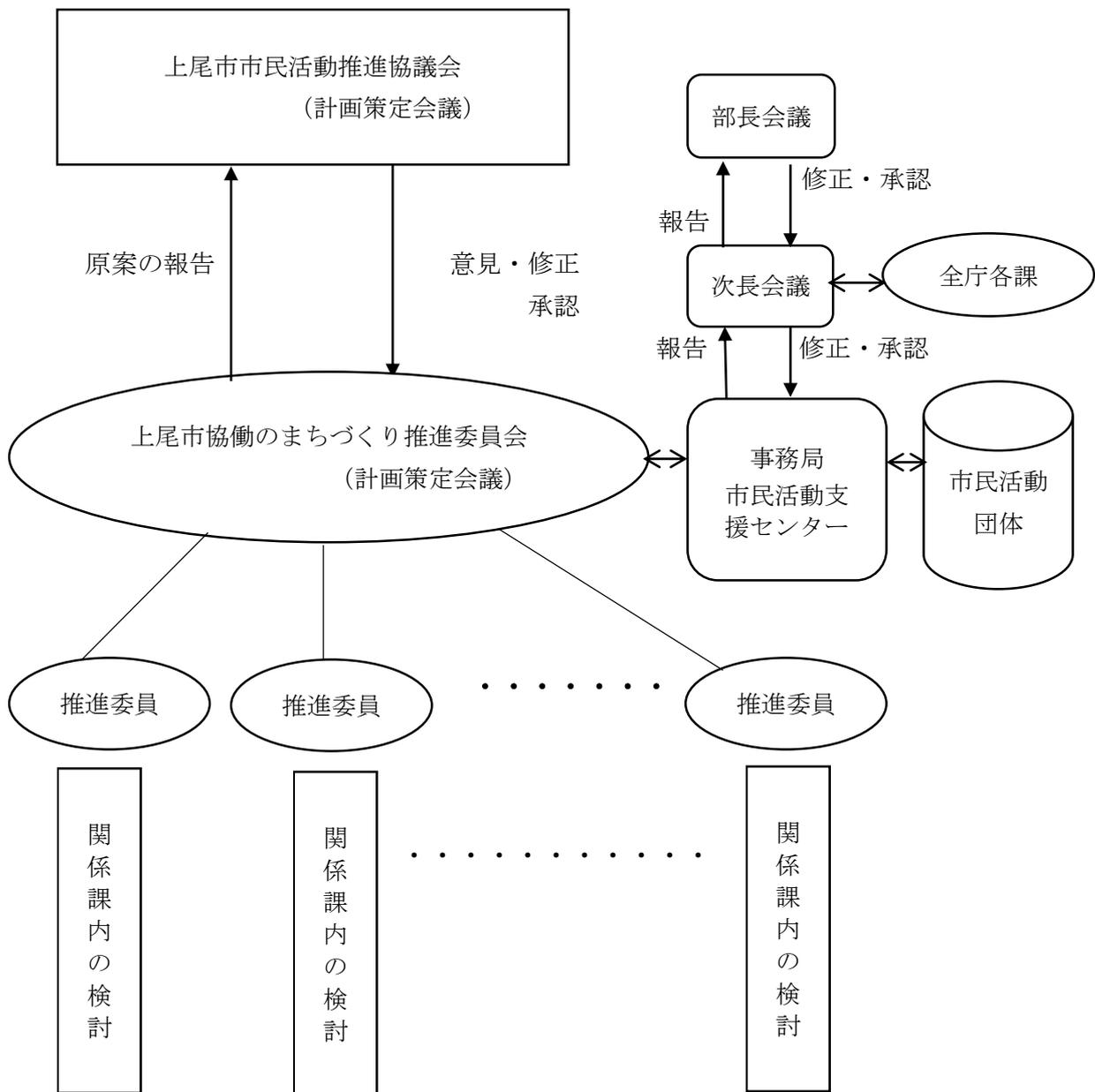
別表（第3条関係）

行政経営部行政経営課 総務部危機管理防災課 子ども未来部子ども支援課

子ども未来部保育課 子ども未来部青少年課 健康福祉部福祉総務課 健康福祉部障害福祉課 健康福祉部高齢介護課 健康福祉部健康増進課 市民生活部消費生活センター 市民生活部人権男女共同参画課 市民生活部交通防犯課 環境経済部環境政策課 環境経済部農政課 環境経済部商工課 都市整備部都市計画課 都市整備部みどり公園課 教育委員会事務局教育総務部生涯学習課 教育委員会事務局教育総務部図書館

3 上尾市市民活動推進計画の検討体制と改定経過

(1) 上尾市市民活動推進協議会と上尾市協働のまちづくり推進委員会、関係課との検討体制



(2) 改定経過

○市民活動推進協議会会議

回	年月日	内容
1	平成 30 年 5 月 22 日	協議会委員委嘱・任命式 第 1 回協働のまちづくり推進事業選考会議
2	平成 30 年 6 月 26 日	第 2 回協働のまちづくり推進事業選考会議 計画策定会議案内
3	平成 30 年 7 月 31 日	第 1 回計画策定会議 アンケート調査の分析結果、推進委員会での議論の内容 と柱立て構成の案内について議論
4	平成 30 年 10 月 23 日	第 2 回計画策定会議 第 1 回計画策定会議での質問に対する回答 推進委員会での議論の内容と全体シートで柱立て構成、 計画書素案の内容について議論
5	平成 31 年 1 月 15 日	第 3 回計画策定会議
6	平成 31 年 3 月 23 日	協働のまちづくり推進事業報告会

○協働のまちづくり推進委員会会議

回	年月日	内容
1	平成 30 年 5 月 24 日	推進委員会委員の指名 協働のまちづくり推進事業・計画策定の説明 推進委員・関係課長の研修
2	平成 30 年 6 月 21 日	現行計画の中間報告概要説明 グループごとに計画案の作成作業
3	平成 30 年 7 月 19 日	基本理念、基本方針、基本目標、基本施策（事業）の項 目出し。各項目の内容について議論
3.5	平成 30 年 8 月 2 日	計画全体シートにより、基本理念、基本方針、基本目標、 基本施策（事業）の項目出し。各項目の内容について議 論
4	平成 30 年 9 月 6 日	基本理念～基本目標への柱立ての確認 計画書素案への作り込みの検討・議論
5	平成 30 年 10 月 18 日	基本理念～基本目標への柱立ての確認 計画書素案への作り込みの検討・議論
6	平成 30 年 11 月 29 日	各部から意見修正 取り組み事業と成果指標の検討
6.5	平成 30 年 12 月 20 日	計画書の最終確認
7	平成 31 年 1 月 31 日	計画書プレゼン用 P P T の作成
8	平成 31 年 3 月 7 日	計画の庁内プレゼンテーション

4 上尾市市民活動推進協議会委員名簿

平成 30 年度上尾市市民活動推進協議会委員名簿 (平成 30 年 7 月 31 日現在)

(1) 地域活動又は地域福祉に関し見識を有する者

役職	氏名	所属
委員	眞橋 得郎	上尾市コミュニティ推進会議会長
副会長	青木 善治	ボランティア団体「あおぞらクラブ」代表

(2) 学識経験のある者

役職	氏名	所属
会長	竹井 潔	聖学院大学政治経済学部政治経済学科准教授

(3) 公募による市民

役職	氏名	所属
委員	内田 昭司	市民 (西口楽集会他)
委員	山口 直	市民 (NPO 法人彩の子ネットワーク)

(4) 市職員

役職	氏名	所属
委員	石井 孝浩	上尾市市民生活部長

5 上尾市協働のまちづくり推進委員会委員名簿

平成 30 年度協働のまちづくり推進委員会・委員（計画策定会議メンバー）

所属課(所)名	職名	グループ	氏名	備考
農政課	主査	◎A	大上 晴子	Aグループリーダー
福祉総務課	主任	○A	白石 裕一	Aグループサブリーダー
青少年課	副主幹	A	鈴木 紹二	
健康増進課	主任	A	前田 道奈	
交通防犯課	主任	A	沢辺 司	
みどり公園課	主任	A	角谷 香	
障害福祉課	主査	◎B	杉木 直也	Bグループリーダー
生涯学習課	副主幹	○B	斎藤 智子	Bグループサブリーダー
危機管理防災課	主事	B	續橋 拓也	
保育課	主事	B	水城 祥冨	
人権男女共同参画課	主事	B	町野 菜月	
商工課	主任	B	相神 淳	
都市計画課	主査	◎C	中島 亨	Cグループリーダー
行政経営課	主任	○C	三浦 直人	Cグループサブリーダー
子ども支援課	主事	C	花里 実幸	
高齢介護課	主任	C	遠藤 和秀	
消費生活センター	主査	C	村松 かおり	
環境政策課	主事	C	加納 蘭季	
図書館	主査 主事	C	曾根 雅博 泉田 瞬	平成 30 年 8 月から 平成 30 年 7 月まで
市民協働推進課	課長	委員長	黒田 正司	

事務局 市民生活部市民活動支援センター

第3次上尾市市民活動推進計画

2019年（平成31年）3月

発行 上尾市

編集 上尾市市民活動支援センター

〒362-0075 上尾市柏座1-1-15（プラザ館3F）

電話 048-778-1810

FAX 048-778-1820

E-mail s53500@city.ageo.lg.jp